

## 吹田市環境影響評価審査会（平成21年度第2回） 会議録

日 時：平成21年（2009年）9月25日（金） 10:00～12:20

場 所：吹田市役所高層棟4階 特別会議室

出席者：委 員：塚本会長、桑野委員、田中委員、中野委員、原委員、  
福田委員、松村委員、保田委員、山口委員、米田委員、和田委員

連絡調整会議：産業にぎわい創造室 江原総括参事、地域環境課 岡本、  
地球環境課 畑澤課長、 都市整備室 西山主幹、  
開発調整課 片山課長代理、博物館 増田参事

事業者：独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業西日  
本支社 計画工事第一課 中村担当課長、高島課長補佐、上枝係長  
中央復建コンサルタンツ株式会社 松井チームリーダー、木村  
大阪外環状鉄道株式会社 企画部 吉岡部長、松本参事、岡田参事、  
中央復建コンサルタンツ株式会社 八川チームリーダー、原井主任

事務局：永治部長、池田環境政策推進監、柚山次長、後藤総括参事 森課長  
齊藤課長代理 西野主査 松浪 瀧澤

### 内 容

- 1 吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の環境影響評価事後監視年次状況報告
- 2 同 下り貨物線のロングレール化の検討結果の報告
- 3 大阪外環状線（新大阪～都島）鉄道建設事業の一部変更に係る環境影響評価書（報告）
- 4 その他

### 議 事

（審査会委員15名中11人の委員の出席があり、吹田市環境影響評価条例施行規則第24条第2項の成立要件（過半数の出席）を満たしていることを確認しました。

また、1名の方から傍聴希望があり、傍聴取扱要領に基づき1名が入室しました。）

#### <議事1 吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の環境影響評価事後監視年次状況報告>

（事務局が経過の説明と、本報告書の内容について事業者から報告する旨を説明）

（独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業西日本支社が報告書の内容を説明）

会長

今の事業者からの報告に対して何かご意見ご質問はございますか。

●委員

地域の住民の方々にはこういう工事をします、日程を協議した、理解を深めるためにそういうアナウンスをした、というようなお話だったですけど、期間中地域住民の方々から何かアピールなり、そういうことについてどうなんだという問い合わせ、あるいはクレームみたいなことがなかったか。もし、あったとしたらどういうものだったのか、教えていただけませんか。

鉄道機構 中村担当課長

私どもが工事を進めるにあたりまして、当初につきましては住民からの苦情も多少ございましたが、地元の住民の皆さんに工事の内容説明をさせていただくなかで、最近はずいぶん御理解を得てきたかと思えます。

委員

夜間工事をせざるをえないということで、大変厳しい状態だと思いますけれども、60デシベルを超えているというケースをいくつかご紹介いただきましたけれども、その計測期間というのはどれぐらいあるんでしょう。短ければそちらの報告の理解で、長く続くとなると、何らかの報告の必要があると思えますけど。

中央復建 松井チームリーダー

60 という数字は、10 分間値の数字でございますけれども、大体ピークの1時間程度で発生しております。ただし、3月の始めにありました泉町、西の庄の工事につきましては、かなり大規模な線路付け替え工事であったことから、数時間こういった状況が断続的にあったと聞いております。確かに、そのときにつきましては、多少、苦情があったと聞いております。

委員

それが何日間くらい続いたのですか。

中央復建 松井チームリーダー

それは一晩です。夜間工事自体は、結構頻繁にございますが、規模の大小がありまして、昨年度は、その工事が一番大きくて、数時間60を超える時間帯があったのは事実です。

委員

何日も続くということはないのですね。

中央復建 松井チームリーダー

続くことはないですね。

●委員

予測値とこうして検証してもらって、何箇所もオーバーしているところがあったんですけど、そのへんの予測値と検証というのは、どんな感じですか。

中央復建 松井チームリーダー

まずですね、敷地境界につきましては、防音シートをつけて 85 以下にするという予測保全目標につきましては全てクリアーしているという形になっています。住居地につきましてはケースバイケースでございますが、昼間につきましては、大体想定の範囲内でございます。夜間につきましては、昼間工事と同程度の数値、ただ夜間であるがゆえに、ちょっと気をつけなければいけないことではありますが、予測値としては大体の数字だと考えております。

会長

他に何かございますでしょうか。

●委員

P72、3 で平成 13 年春は、なぜ 5 年も前を出したのか。夏は 18 年で比較になると思うんですけど。秋、冬は工事前ではないですから、やらなかったのですか春は。

中央復建 松井チームリーダー

工事前の調査につきましては、事後監視計画の方で、工事の開始前の 1 ヶ月前からの調査となっております。といいますのは、工事着手から工事前調査をするのは時間的に無理なので、1 ヶ月間だけ調査を行いました。

●委員

それは夏ですか。

中央復建 松井チームリーダー

そうです。平成 18 年度は、ほとんど重機が入っていない状況ですので、18 年度のデータが工事前と見ていただいたらと判断しております。

●委員

平成 13 年をわざわざ入れた意味は何ですか。

中央復建 松井チームリーダー

評価書のときの数字という意味で参考までに入れました。

●委員

ただ工事前と比べてこれだけ減っているというのは、ちょっと解釈し難い。見たらそうなるんだけど。

●委員

低騒音の機械を使って工事をしたというのは結構なことなのですが、基準を覚えていないので、一般の工事車両よりどの程度低いのですか。2割低いのか、3割低いのか。5%なのかちょっと頭の中に入れておきたい。

中央復建 松井チームリーダー

私も不勉強で、もしかしたら不正確かもしれないですけども、普通の作業騒音としては岩を砕くという形であんまり変わらないのですけれども、エンジン音は5~10ぐらい小さかったと記憶しています。私のうる覚えで勘違いかもしれませんが、5とか10ステップで低くなっていたかと記憶しています。

●委員

大気汚染の季節平均値とか3時間値とか、やはり工事が盛んに行われたときは高かったのですか。

中央復建 松井チームリーダー

3時間値が特に高いという状況は確認されませんでした。例えばSPMの中公審の答申値の0.20を超えることはなかった。

●委員

0.1を超えていないですか。

中央復建 松井チームリーダー

0.1を超えてなかったと記憶しています。

## ●委員

さっきの●先生の質問とも関係するんですけど、我々環境影響評価審査会にとって、こういう項目については事後監視が必要だよということで、事後監視の項目決めましたよね。そのときでも低公害、低騒音みたいな機械なり車を使うように努力して欲しい。これも我々の一貫した願いだったわけですね。今使っておられる機械なり車両なりの中で、どの程度そういう機械を使うことが成功したのか。その結果、先ほど工事の影響が少ない地点だと講演のとき指摘されましたよね。だから、工事の関係のないところでもこれだけ音があって、いろいろなんだから、あの、工事のところでもこれくらいという比較も重要かも知れませんが、具体的に今、工事なさって正直にこういう機械をやったからこれだけで止まっているんだとか、以前から委員の僕は自然環境の方なのであまり関係ありませんが、その他の方々は、口が酸っぱくなるぐらい吹田市の環境というのは順次だんだんだんだん、外気でも悪くなっていることでも、ぎりぎりの騒音になっている。だから、工事についてはできるだけそういうことは避けて欲しい。数値だけに頼るんじゃなしで、具体的にこうして欲しいんだと、他の委員の方々は口が酸っぱいぐらいおっしゃっていた。そういう経緯を踏まえて、データだけを見ればなるほど、さっきの●先生の話じゃないけど、平成13年のと比べたらこうなんだよということであろうかも知れませんが、今、実際工事に携わっておられて、その辺どうなのでしょうね。台数はどれくらい、何パーセントぐらいカバーできるんでしょうね。

中央復建 松井チームリーダー

まず、低公害建設機械につきましては、主にバックホーだと思うんですけど、それにつきましても100%低公害型を使っております。それにつきましては、工事発注のときの契約の中に、そういったことを記載しております。

鉄道機構 中村担当課長

その契約のときに仕様書にですね、低騒音型というのを記載しております。

会長

ありがとうございました。他、何か。

後藤総括参事

事務局から補足をさせていただきます。この事業につきましては、事後の環境保全措置が143項目示されております。工事中につきましては、それが74、特に大気騒音についてそれぞれ16の保全措置が示されております。これが正しく履行されているかどうかということ、現地で確認をするという作業をしております。先月8月25日ですが、現地に立ち入りまして、可能な限りの確認をおこなってまいりました。その結果、先程

ありましたように建設機械のラベルがちゃんと付いているか、約束したとおりの建設機械が使われているかの確認であるとか、散水作業がされているかとかの確認を行ってまいりました。

その結果、約束をされた保全措置に悖るような工事内容というのは確認をされませんでした。ただ、先程からありますように夜間工事が続くので近隣への説明、周知徹底というのは十分されたいということ、それから、苦情に誠意をもって、対応されたいということをお伝えしてまいりました。そういう事業の事後の監視、行政の責任としてやるべき事業の監視と、もう一つ、今、事業者の責任として自ら評価書で示されました予測の結果が、実際と整合しているかどうかという確認、この二本立てで今後も、来年以降も事業の監視を双方でしてまいりたい。そして、審査会にご報告させていただきたいと考えてますので、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

●委員

市の方には、住民からの苦情というのはまったくきていないんですか。

後藤総括参事

いえ、苦情のルートは、ひとつは東部拠点整備室がございまして、東部拠点全般の苦情等を受けるところ、それから騒音を担当しています環境保全課、それとこのアセスの3つのルート。それと事業者、事業者の下請けに直接くるのもございます。それぞれに、先程のような夜間工事には、直接入ることはございますが、すべて、事業者の鉄道機構さんの方に、お伝えをしまして迅速に対応するように、指示をさせていただいております。

●委員

合計で、何件ぐらい苦情があったんですか。一年間に。

後藤総括参事

計数的には、数字としてはなかなかつかみ難くて、数というのはお答えしにくいんですが、地域的に、例えば同一の方が、頻繁に苦情を持ってこられるとか、そういうことがございまして、複数の方が同時一斉に苦情を出されるという事態は避けるように、事業者にはお伝えをしております、事実、そういうことはほとんどないと認識しております。

●委員

今のところは、苦情としては、特に問題になるようなものは、発生していないというように、理解したらいいんですね。

後藤総括参事

はい。

会長

夜間工事への苦情というのは、たぶん多いんだと思うんですけど、夜間でも苦情窓口は開いているんですか。

●委員

今、皆さんからも、僕も最初、地域住民からの問題提議ありませんでしたかと冒頭に、そういったものは、アセスを工事したときに、こういう心配がありますよと、地域住民から随分の数の問題が指摘されましたよね。その中と重複するものはなかったんですか。工事をするに当たってこういうことが心配だと言っておられる方、地域的にありましたよね。そういったものと、工事を始められたときに、今、●先生は本質的に大きな問題ではなかったんですね、とおっしゃいましたが、それと一致するような、クレームというものはなかったのか。

後藤総括参事

主にいただいた、懸念されるご意見は、大気汚染に関することが多ございまして、それも、供用後に集中しておりました。それと、工事中に関して、特に夜間工事に対するご懸念というのは、恐らく、それは、そこまで情報を把握されてなかったのかと思うんですが、我々が懸念しているほど、最初に市民からのご意見としてはいただいております。

●委員

今回、特に夜間の工事で特殊状況だったんですけど、それに対していろんな苦情が市民から寄せられておまして、気をつけているというお話がありましたけれども、人の声、工事の音よりも人の声が争議になっているというお話も伺えたんですけども。そういったことのノウハウというのをもまとめておいていただいて、今後のアセスとかいろんな事業に反映させていただければと思います。

後藤総括参

はい、ありがとうございます。

会長

いろんなノウハウがあつて、今後決まってくるんですね。他に何か、ございませんか。

●委員

環境への影響がマクシマムなのか。まだ、今後にそういうピークがくることになっているのか。ピークになっているのか。

鉄道機構 中村担当課長

工事情形で申しますと、22年度、23年の始めぐらいまでがピークとなります。

●委員

今後の対策が重要なんですね。

会長

よろしゅうございますか。そういう意味でかなり事業者も努力されていると思うんですけども、今後も、先程お話がありましたように、22年度、23年度と続くということですので、事業者も、ここでのアセスメントの数値等、事後監視を継続すると同時に、環境保全都市でございますので確実に履行していただきたい。

それと同じに数値以外の苦情の話、やはり社会的なコンセンサスを得ながら工事を進めるということで、苦情への対応というのが重要と思いますので、今、報告いただいて苦情の話も出てきましたけれども、今後も工事量が増加すると。それにつれて苦情が増加してくる可能性がある。数値で表せないところへの対応というのが求められています。是非よろしく対応いただきたいと思います。

それと同時に市の方も先程事務局も立ち入り検査されているとのことですので、継続的に事後監視がちゃんと実施されているかどうか、それを確認していただけたらということで、事業者に対する適切に指導していただきたい。

それでは、1番目の案件は、以上にいたしまして、2つ目の同じく下り貨物線ロングレール化の検討結果の報告をお願いいたします。

<議事2 吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業に係るロングレール化の検討結果についての報告>

後藤総括参事

本件につきましては、平成17年11月に提出されました、吹田貨物ターミナル駅（仮



称) 建設事業に係る環境影響評価報告書における検討課題とされているものでございます。

これは貨物列車の走行音に係る環境保全措置としまして、「本事業の工事施工範囲である上り貨物線は、技術的な検討を行った上で可能な範囲のロングレール化を行う。」とされておりますが、本事業の対象外である下り貨物線については、「引き続き検討を行う。」とされ、下り貨物線のロングレール化が、既存の鉄道騒音も含めた騒音低減効果が期待されるのかどうか焦点となっております。

この度、これらの技術的な検討結果が、事業者から提出されましたので、委員の皆様にご報告申し上げるものでございます。

では、事業者であります、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業西日本支社から、検討結果を説明していただきますので、よろしくお願いたします。

(独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業西日本支社が報告書の内容を説明)

会長

説明ありがとうございました。ではご質問、ご意見の前にですね、この報告に関して騒音の予測手法について技術的に正しいかどうかという検討をですね、●先生にさせていただいておりますので、意見をお願いします。

●委員

ロングレール化につきまして色々と文献を調べてみましたけれど、ここで引用されております、ちょっと古い文献ですけれども、加来先生の「鉄道騒音の現状と対策方法」から、動特性を SLOW とした場合に 2 デシベル低減されることにつきまして、ご本人に確認しまして、今でも妥当な値であると考えられるとのことございました。

しかしながら、一般の環境において私達が静かになったなと感じるのは、だいたい 5 デシベルくらいからですので、この効果はきわめて小さいと考えています。

会長

ありがとうございました。●先生からコメントをいただきました。そういうことも前提に、何かご質問があれば。

●委員

ここでおっしゃっているロングレールというのは、何メートルを指しているのか。

鉄道機構 中村課長補佐

ロングレールにつきましては、通常のレールというのが、20メートル、25メートルで、それより200メートルぐらいまでが長尺レールで、その後、それを超えるものがロングレールといいます。

●委員

200メートル以上だということですね。

鉄道機構 中村担当課長

200メートル以上だということです。

●委員

ここでは、何メートルのロングレールを使われるのですか。上りは。

鉄道機構 中村担当課長

上り線につきましては、ジョイントのところを除きまして、千里丘駅から吹田駅を通りまして、城東貨物線との交差するところまでをロングレール化いたします。

●委員

その1本のロングレールの長さは？

鉄道機構 中村担当課長

左側のジョイント、分離地を除いて、全て繋ぎレールです。その分離地側の管理区域はロングレール化はできません。それを除いては1本のレールです。

会長

この図で、2回目のピークは？

中央復建 松井チームリーダー

これは、最後車両の方が高くなるのは、いくつかの事例がございますけれども。最後、ペタンという連結機を使う音のような音で高くなっているケースがあるんじゃないかと。

会長

その、連結機はどっち？

鉄道機構 中村担当課長

車動室の連結機の場合ですね。耳で聞いている音では、1 ぐらい上がるだけであって、ほとんど現場では確認できていないんですけども、こういった後ろが少し高くなっているという波形は数例ございました。

会長

ロングレール化の効用というのは、騒音以外に何かあるのですか。

鉄道機構 中村担当課長

騒音以外でしたら、振動にしましても、レールの継ぎ目が少ないとしまして、ジョイントは、どうしても振動が発生しますので、その低減効果があります。

会長

客車ですと当然、乗り心地が良くなりますよね。貨車ですと荷傷めとかそういう影響があるのですか。

鉄道機構 中村担当課長

貨物列車は車両が長いものですから、それで安定が悪いということです。

会長

何かご質問があれば。

#### ●委員

トータルに考えまして、ロングレール化というのは若干のいろんなプラスがあるとするれば、この機会にロングレール化を全てについて、するということは。意味がないことはないと思うんですけど、その点はどうなんですか。コストの関係があるんですか。どれくらい費用がかかりますか。概算で。

鉄道機構 中村担当課長

今、ちょっと…。

#### ●委員

費用対効果の問題だと思うんですが、その費用をかけるのも、ちょっと遮音壁やらを上げたら有効ですから、その方が効くかもわからん。同じ費用を使うのなら。技術的にですね、鉄道と軌道というのはロングレール化した方が、技術的にいいのであれば、そういう効果もあると思うが、騒音というのは今おっしゃっているだけだったら、僕の印

象では何ら効果ないなという印象ですね。もうちょっと効くようになると思うんですけどね。そういう意味では費用対効果を検討した方がいいじゃないかということと、今後長期的に、将来的には鉄道技術としてはロングレールやるという判断ならいいと思うんですけど。そのような検討を経れば。

会長

他に何か。多分、総合的な費用対効果という検討の中で、いろいろお決めになられると思うんですけども、これは、ここで結論を出す話ではないですね。それを踏まえた上で、下り線のロングレール化を実効性のあるものとしてやっていくかどうか、費用対効果も含めてやられると、とらえたらいいですね。

鉄道機構 中村担当課長

はい。

会長

その結果については、ここでご報告いただけるんですね。

鉄道機構 中村担当課長

市と相談いたしまして、御指摘いただきながら、報告したいと思います。

会長

わかりました。今後、市とも相談しながら、やられていくということで。今日のお話で、騒音の低減に実効的なものとなるように。費用対効果面から、色々なご意見もございましたので、総合的に判断をさせていただいて、市とも相談しながらお決めいただけたらと思います。その結果については、この審査会でご報告をお願いしたいと思います。

### <議事3 大阪外環状線（新大阪～都島）鉄道建設事業の一部変更に係る環境影響評価書（報告）>

後藤総括参事

本件は、新大阪から久宝寺を結ぶ「おおさか東線」の北区間の一部であります、新大阪から都島にかけての鉄道建設事業に係る、大阪府の環境影響評価条例の案件として、平成12年に方法書が提出されたものでございます。その後、平成13年12月には準備書が提出され、翌年1月に本市に対して、準備書への市長意見の照会がございました。

これを受けまして、本審査会でご審査いただき、平成14年6月のご答申により作成

いたしました市長意見を知事に回答いたしました。

その後、平成14年11月に評価書が、平成19年11月には着工届が、大阪府に提出されました。

しかし、工事の遅延とともに、平成21年3月に、線路の線形及び構造の変更がなされ、大阪府に「対象事業変更届」が提出されました。

大阪府はこれを受けて、本年7月、事業者に対して、評価書の再実施を求めました。そして、先月8月31日にお手元の「一部変更に係る評価書」が提出されたものでございます。

大阪府条例の案件であり、改めて本市として意見を申し上げる機会はないものの、準備書のご審査をいただき、その内容が事業計画に反映されました経過から、ご報告という形で本評価書の内容を審査会にご紹介させていただくものでございます。

では、事業者であります、大阪外環状鉄道株式会社から、評価書について説明していただきますので、よろしくお願いいたします。

(大阪外環状鉄道株式会社が報告書の内容を説明)

会長

ありがとうございました。それでは、今のご報告に対しましてご質問ご意見を願います。

●委員

変更になったというのは、貨物線を使うということが、そもそも発端でした。なぜ、こんな変更になったのか。

大阪外環状鉄道 岡田参事

まず、最初言いました吹田市地域における構造変更は、吹田市さんのまちづくり委員会のご要望でございました。それと東海道線が8本あるんですけど、東側に10本になります。それと、神崎川橋梁からの用地買収が必要でして、その分のコスト縮減並びに神崎川橋梁と大型構造物の縮減ということで工事量の削減ということを見込んで、でございます。

会長

今のことに何か。

●委員

工事のときの騒音についてですが、それは変わらないということですか。

中央復建 八川チームリーダー

工事中の騒音につきましては、仕様書の建設機械が同じということと、あと評価書の70ページご覧いただきますと、防音シート設置によりまして、建設作業騒音が評価されますので。

●委員

新しくできる駅については、騒音については、どうなのでしょう。駅から発生する騒音とか、それから駅ができることによって、またいろんなアクセス交通が機能しますね。その辺の影響はどうなっているのでしょうか。

大阪外環状鉄道 岡田参事

まず、質問のありました騒音については、一番の問題として、駅放送、アナウンスの問題があります。従前はラップ型スピーカーということで、かなり音が周りの民家に響きましてクレームがあったんですが、今回、西吹田につきましては、レールが真中にありまして、ホームが両側にあります。我々は相対式と言っているんですけど、民間側に壁ができる構造になっております。両端側は壁がありませんけど。南側につきましては、駅の放送で確認しましたが、従来のラップ型ではございませんで、小さいスピーカーを数多く取りつける。それも向きを、スピーカーの向きを下向きに付けて頂いて、周辺への放送による音の漏れを極力少ないようにして。

あとですね、道ができることによる交通ルートの関係でございまして、これにつきましては、吹田市さんの駅前広場の整備が今、行われておりまして、外環状線の進捗に併せて駅前広場を事業化されると聞いております。

●委員

駅の天井に防音シートを貼るとの検討はないんですか。

大阪外環状鉄道 岡田参事

ちょっとそこまでは、今ちょっと確認しておりませんので。

会長

ちょっと教えてほしいのですが、143ページの騒音の③に既設線について、必要に応じて、盛土法肩に防音壁を設置することについて、梅田貨物線との乗り入れの部分についてはどうなんですか。

大阪外環状鉄道 岡田参事

143ページの6.1.2の③にですがこれにつきましては、大阪外環状線、JR東海道本線乗り入れる部分を対象にしております。ただ、一部ネオマックスさん工場がありますので、住居等のあるところに限りまして、東海道線の両側に防音壁を設置することです。

会長

防音壁を設置したときの予測はされているのでしょうか。

中央復建 八川チームリーダー

評価書の47ページをご覧くださいますと、表の5.3.11と表の5.3.12がございまして、上の表5.3.11の右端をご覧くださいと、増加レベルがございまして、ハッチがかかっております。これが新線の指針と大規模改良線の指針、二つで評価しておりますうち、大規模改良線にかかるところでして、改良前より改良数値の目標がございまして、網掛けている部分が盛土法肩に壁をしない場合。このときは現状と同じか、もしくは大きくなっているということで、このままではだめだということで、下の表5.3.12の所に、二重かぎ括弧で、盛土法肩にR. L. +1.0m高さの防音壁設置の場合とありますが、この防音壁を設置いたしますと増加レベルがある程度低下します。

会長

数字で、よくわからんのですが、例えば52ページにですね、表の5.3.14(2)に現行認可案の昼間35m地点で55デシベルとなっているけれども、計画変更して66デシベルと11デシベルアップしてますね。これは。

中央復建 八川チームリーダー

平成14年11月ですね。こちらがもともとの計画でしたら盛土で路線を作る計画でしたので、これが東海道本線を……。

会長

いや、そういうことは良くわかっているんです。言っているのは……。

大阪外環状鉄道 岡田参事

今、こいつが壁になっている。9ページに同じ図がありますけれども、東海道線がこの計画したときよりも上がっておる。ただ現在、ここではありませんから、上がってる。現在、今のもとの計画がありますので……。

会長

障壁代わりとなっている。

大阪外環状鉄道 岡田参事

そうなんです。

中央復建 八川チームリーダー

今ご指摘いただきました表の③の現在線見てみますと、35m地点で昼間でしたら 70 デシベルです。もともとこれが盛土がない場合で、盛土ができますとガクンと落ちまして 55 になる。ただし、計画が変わって、このようになりますと 66 になる。ただし、現在と比べると数値が上がる。

会長

現在と比べるとね。 他にございませんか。

●委員

路線の変更の事例というのは、参考になるんで、とにかくこれ、用地も要らないし、橋梁もいらぬし、踏み切りの拡幅いらぬ。その代わり、今回トータルとしては、同じか安くつくと、こういうふうに見ていいんですか。

大阪外環状鉄道 岡田参事

事業費につきましては、詳細設計の前段階でございますので、お示しできる段階ではございません。

●委員

それはわかります。だから、事業を決定するというのは、始めから、事業の計画があるわけで、それは採算なり考えてやってるんで、今までの事業と同程度か安くつくという判断がどこかにあるはずだ。

大阪外環状鉄道 岡田参事

比較はできておりません。工事規模は同じぐらいかなと思っています。細かい計算をしたわけではありませんが。

●委員

わかりました。

会長



ほか、何かございませんか。ないようでしたら以上、報告とさせていただきますけれども、事業計画を変更されたことに伴う環境影響評価書の説明ということでした。

#### <議事4 その他（文化財に関する要望書について）>

後藤総括参事

去る9月15日に、市内の団体より、文化財に関する要望書が、審査会会長及び各委員あてに事務局を通じて提出されました。その取扱いについてご相談させていただきたく存じます。

会長

今までも出てきていると思うので、その取り扱いについて説明を。

後藤総括参事

当審査会に資料として提出させていただきましたが、昨年10月3日に開催されました審査会におきまして、(仮称)吹田千里丘計画に対する要望書ですが、複数出てまいりまして、意見の内容も非常に多岐にわたっておりました。その際に、審査会として審査すべき事項を事前に整理してから出すようにとのご指示をいただいております。そこで本日はまだ資料としてはまだお出しをせず、こちらで控えております。

会長

従来の取り扱いでよろしゅうございますね。それでは、資料を配ってください。事務局としてこの審査会で確認する内容について整理されていますか。

後藤総括参事

ではご説明させていただきます。

この要望書は、平成21年9月15日に「吹田操車場遺跡・明和池遺跡の保存と活用を考える市民の会」という団体から、提出されたもので、内容は、2点でございます。

1点目は、大阪外環状線鉄道建設事業に関しまして、今後の地域の変化に対応した、さらなる環境影響評価が求められること、また文化財に関連して、対象地域全域の試掘調査をするべきだという考えから、本審査会での積極的な対応を求めるというものでございます。

2点目につきましては、吹田貨物ターミナル駅(仮称)建設事業に係る平成20年度版の事後監視年次状況報告書におきまして、発掘された埋蔵文化財の調査結果を要約掲載してほしい、また当審査会会長及び文化財担当の委員との懇談の機会を要望するとい

う内容となっております。

会長

この要望書どのように審査会の方で取り扱えばいいか、事務局の見解はありますか。

後藤総括参事

1点目の大阪外環状線鉄道建設事業につきましては、大阪府の環境影響評価条例の対象事業でございます。要望書が求めるように、改めて市が審査会にご審査をお願いするという手続にはなってございませんので、本日ご検討いただく対象とはならないと考えております。

2点目の吹田貨物ターミナル駅建設事業における埋蔵文化財につきましては、文化財という項目も含め、事業者には事後監視報告書により環境保全措置の履行状況を報告させているところでございます。今回の年次状況報告書の中にも、「土木工事等の施工に先立ち吹田市教育委員会、摂津市教育委員会及び大阪府教育委員会と事前協議を行い、工事立会、発掘調査等を実施した。保存方法等についての協議により記録保存が決まり、工事施工が可能な箇所から着手した。」という報告がなされております。また市も環境影響評価書で事業者が示しました環境保全措置が正しく履行されていることを確認しておりまして、今後も事後監視手続により確認を続けてまいりたいと考えております。

会長

そういうご返答をされる予定なんですね。

後藤総括参事

要望書への回答につきましては、審査会の会長及び各委員の皆様への要望書でございますので、お聞きおきいただければいいかなと考えております。市としての回答は考えておりません。

会長

いかがでございますか。これまで文化財に関する要望、やはりこのような形でありまして、基本的には教育委員会を通じたかたちで事前にチェックをしていただきたい。本審査会でもこのような解釈をしていただければと、私個人としては思っているんですが。いかがでございますでしょうか。

ここに出てきておりますのは市民からの要望です。非常に重要なことでございますので、今後の審査の中にこういう意見等を配慮した事後監視報告をいただければとは思っています。

ほか、よろしゅうございますか。

●委員

会長と文化財担当委員との会合は開かれたこと経緯はありましたか。

会長

新田先生のと看、1度だけやったことはあります。あのときは、文化財担当の先生ではなくて会長と副会長でしたね。

●委員

何か、やったことはありましたよね。

会長

事務局とも相談しないといけません、前例を作りますと限りなく出てくるので、可能な限り審査会の中で取り入れるべきものは当然取りあげなければいけないし、そうでないものは、個別にこなして、その後具体的にあげるといのはなかなか難しい。そういうことで考えて行きたいな。と私個人としては思っております。

●委員

要約したものを掲載して欲しいとの要望がある。これは対応できないですか。事後調査ですね。これを要約、詳細に掲載しないで、要約したものを掲載して欲しい。できれば今後、対応してもら、うまく検討して、何らかの企画があったらいいんではないかと思ひます。

会長

これは、報告書は出るわけですよ。事後監視かどうかは別にして。

後藤総括参事

文化財は、文化財で教育委員会へ報告書を出されると思ひますが。この手続きでは、供用後1年間、この事後監視手続きは続きます。それが終わった時点で、正式な事後監視の報告書が出てまいります。本日、お示しをいたしましたのは、途中経過を年次報告としてお示ししているものでして、最後の事後監視報告書に、●委員おしやいましたような文化財のトータルな報告というものは、当然、載せるべきだと思ひます。

●委員

途中では、何もないやろ。途中にデータはないわけですか。このように、年次報告を他の環境データで出していますね。文化財については、途中でいろいろの工事の周辺の文

化財の調査が行われている。そういうものは、ある意味でトータルなやつは全てのものについて、最終的に出てくるのでしょうかね。非常に工事期間が長いから、それはかって我々の審査会中でも出たと思うんですけど。工事期間が長いからですね、事後調査というのは全部の事業が終わってからやるというものではなくて、漸次的すべきであると思うんです。そういう意味ではこういうものを出すのであれば、途中経過も文化財についても出してもおかしくないじゃないか。特に市民が非常に強い関心を持って、この審査期間中でもしばしば、わたしたちはこの人たちからの要望を受けて、審査の中で真剣に取り組んできた経過がありますから、できれば、簡潔な要約だけでも、問題がなかったのかということだけでも私たちも知りたい。

後藤総括参事

事後監視の年次報告書につきましては、事前に事務局でも調整の場がございますので、来年度の年次報告書には、是非、現時点でわかっている内容について、要約を書いていたいただきたい。そのように要望をお伝えいたしますので、よろしく願いいたします。

●委員

今日、僕らがいただいた、この状況報告書は、公表されるのですか。

後藤総括参事

もちろん、公表します。

●委員

一番最後の172ページの表に、今、おっしゃたようなことが書いてありますね。それは、一般の方々をご覧になれると理解していいわけですね。

後藤総括参事

はい。この文章は見ていただけます。

●委員

先程、口頭でおっしゃたようなことは、ここに書いてある。これは、一般の方々が目にすることはできると理解していいわけですね。

後藤総括参事

はい、そのとおりでございます。

会長

今、おっしゃっているのは、工事結果の報告書の方なんです。それは教育委員会かどこかが報告されるわけですね。

●委員

文化財、埋蔵文化財含むんですけど、担当される機関によって、人手の問題とか、予測以外の、建物じゃなくて、やってみたら、長い短いがあって計画どおりいかないことが多くて、必ずしも年度末にきちっとした報告書が出せるかどうかは、難しいところがあるのは事実です。ただし、このA地区、B地区、C地区やる場合でしたら、A地区だけでやるのはわかっているのに、結果をあれこれ、こっちでやっていたらとんでもないことになるんで、概要報告という形で、どういこうがその評価については、なにも変わらない、例えば、こんなのが出ましたとか、そういう報告は、概説とか年報とかそれぞれの教育委員会さん等々でやっておられる中で公開するというのが前提なんです。そういうものですら、たぶん調査を担当されたことがない、こちらがかってに掲載するのはできないと思う。ちょっとお話して、それならどうぞというかたちであれば問題ない。各教育委員会さんも今は情報開示の時代なんで、刷りもんも、勿論やってますけども、ホームページ等々でこのことはいちいち審議会等で当然のごとく、出ている写真とか記録も含めて、見せている状態。現在当然のごとく対応されておりますんで。たぶん、出されている方も当然ご存知だと思うんです。

●委員

これは事後監視計画書に基づいてやっているんで、これには入っていないんじゃないですか。別な形でやらないと。計画書の中に入っていないことを無理やり押し込むと、変なことになるのでは。それは確認ですけどね。

●委員

事後監視というものには入っていないということですけど、途中経過を出してもらった方が。

●委員

それを確認して問題なければいいと思うんですけど、事後監視というのは書類に基づいてやっているんで、それはもしかして、最初に審査受けててね、審査会でそんなこと言っていないかと、ちょっと気になったんですよ。

●委員

出せるもんだったら出したらどうですか。

●委員

これとは別個のスタイルで出したほうが、ここへ押し込むとなんかスタイルとしておかしいのでは。

●委員

このスタイルには入ってないですね。

●委員

どういう対応をしたとかの文言があってもいいのでは、特に文化財の場合は、橋脚を作って、今まで遺跡なかったと思うんで、土器片とか出て、住民の方とか、工事関係者がこんなで出ましたけど、どうしましょというのが往々にしてありますんで、これは後に、なかったんだけど、こういうこと出てきて対応しました、そう意味ではいいんですが。内容は、教育委員会の担当者が、早いか遅いかは別として、何々調査報告書という形で刊行し、そしてそれを配布してますんで、見る段には充分。それで情報ね、これは出てますとか、出てませんとか、例えば私ここにありますよ、この時間帯ならどうぞ見てくださいますとか、これもどうぞどうぞというかたちで、どんどん出したらいいと思う。

●委員

可能な限りですね、そういう状況・情報というものを、公開できるものは、公開して。

●委員

公開できますよ。隠すことは一切ないんで

●委員

僕が言っているのは、事後監視計画書がここに載せるべきか、おかしくないかどうか確認して下さい、ということです。

●委員

それが問題なければいいでしょう。だけど、これ読んでると、事後監視計画書を作成して提出しましたとあり、吹田市はそれに基づいて、大気汚染、騒音振動の現地調査、そこに文化財の話がないですよ。だからそれを入れるなら、いいんですけどね。

●委員

追加的な要望でいいと思うんです。市民からこういう強いね、関心をもった要望が出てくるんだから、可能な範囲で、まったくこうするんじゃないで、出したっていいんじゃないでしょうか。

●委員

評価とか長い間のやつは、間違っただけの情報教えて、お出ししてはいかんで、総合的な作業は公文書にきちっと書く、評価を。何が出たとか、何が発見されたとか、どんな面積掘って、深さどれくらいどんなもんが埋まってましたとか、当然、その時点で判断されている、わからんもんは現時点でわからんといえればいいもんで、そういうもんは、表1枚とかね、十分まとめることができる。実際、要望で出す、届けとかそういうのはありますから、それを載せるんかどうか、別の判断ですけど、情報公開の面では把握されていると思うんですけど。

●委員

事実やったことについては、出せば、要望にあってる。それに沿っていると思う。

会長

今のご意見で。

後藤総括参事

事後監視報告書、事後監視の項目につきましては、大気、騒音、振動と非常にシンプルな分野だけになっておりますので、報告書の中には、この予測が、実際どうだったのかという検証されるというレポートになると思います。別途、この要望にありますように、なにが出るかわからなかったということで、何か出たということ報告するという事は、当然、事業者としてもそれは望ましい姿だと思いますんで、どういう形で市民の皆様にお示しができるか、事業者とも相談をしてみたい。開示する方向で相談させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会長

以上で、本日の予定されている議事は終了します。本日は、どうもありがとうございました。